

受付番号	平成26年 第 7 号
受付日	平成26年 8月 8日
質問者	加納 康樹 議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：平成26年8月25日  
担 当 部 局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加納康樹議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問

「オープンデータ」の考え方に沿った情報公開・活用を行う考え方はないのか確認をする

オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのことであり、行政の保有する様々な公共データを、利用しやすい形（2次利用可能な形）で公開することです。

四日市市においても、ホームページ上などにおいて様々なデータは公開されているが、このオープンデータの考え方に沿っているのかと言えば、必ずしもそうとは言い難い状況と思われます。

既に横浜市や福井県鯖江市、千葉県流山市などで活用事例も多く見受けられるところであり、四日市市においても早期に対応を図るべきではないでしょうか。オープンデータが活用可能になれば、特に観光や防災に関連する新たなサービス創出に結びつくことも期待もされる場所です。

早期のオープンデータ対応の開始と、その具体的な活用施策として考えられるWEBアプリの提案コンテストの実施についての考え方を伺います。

### ■答弁

オープンデータは、平成24年7月に国のIT戦略本部が決定した「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、公的機関が保有するデータを誰もが自由に使え、編集・加工しやすい形（2次利用可能な形）で、インターネット上で公開するものであり、経済の活性化、新規事業の創出、官民協働による公共サービスの実現、そして、行政の透明性・信頼性の向上を目的としています。

この戦略においては、公共データ活用の取組に当たり、①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能な形式（文書形式や表形式のデータの構造を整え、特定のアプリケーションに依存しない形式）で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積していくこと、という4つの基本原則を掲げています。

本市におきましては、従来から市のホームページ上で、人口関連の統計情報をはじめ、地図情報を利用した施設情報や避難所等の防災情報を公開しておりますが、情報の提供やお知らせに軸を置いているため、その情報を2次利用可能なデータとして利用することを想定したものとはなっておりません。

つきましては、まずは本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方や取組の方向性をとりまとめようとしている段階です。

なお、実施するに際しては、オープンデータの活用向上策の一つとして、WEBアプリの提案コンテストなども他市のコンテスト情報を参考にしたいと考えています。